

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年12月11日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所		ダイワロイヤル株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号									
大規模小売店舗の名称及び所在地		ダイレックス西春日店 高松市西春日町字北山浦1045番1外									
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">小売業者</th> <th rowspan="2">住所</th> </tr> <tr> <th>氏名(名称)</th> <th>代表者(法人の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダイレックス株式会社</td> <td>代表取締役 貞方 宏司</td> <td>佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地</td> </tr> </tbody> </table>		小売業者		住所	氏名(名称)	代表者(法人の場合)	ダイレックス株式会社	代表取締役 貞方 宏司	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
小売業者		住所									
氏名(名称)	代表者(法人の場合)										
ダイレックス株式会社	代表取締役 貞方 宏司	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地									
大規模小売店舗の新設をする日		平成28年8月8日									
大規模小売店舗内の店舗面積の合計		1,356平方メートル									
	駐車場の位置及び収容台数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>位置〔別添資料-3〕</th> <th>収容台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物東側〔資料-3平面図兼配置図上に記載・駐車場〕</td> <td>65台</td> </tr> </tbody> </table> <p>(別途、従業員用駐車場19台を確保する。)</p>		位置〔別添資料-3〕	収容台数	建物東側〔資料-3平面図兼配置図上に記載・駐車場〕	65台				
	位置〔別添資料-3〕	収容台数									
建物東側〔資料-3平面図兼配置図上に記載・駐車場〕	65台										
駐輪場の位置及び収容台数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>位置〔別添資料-3〕</th> <th>収容台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物東側〔資料-3平面図兼配置図上に記載・駐輪場〕</td> <td>22台</td> </tr> </tbody> </table>		位置〔別添資料-3〕	収容台数	建物東側〔資料-3平面図兼配置図上に記載・駐輪場〕	22台					
位置〔別添資料-3〕	収容台数										
建物東側〔資料-3平面図兼配置図上に記載・駐輪場〕	22台										

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	荷さばき施設の位置及び面積	位置〔別添資料－3〕		面積	
		建物東側〔資料－3平面図兼配置図上に記載・荷さばき施設No.1〕		50平方メートル	
		建物南側〔資料－3平面図兼配置図上に記載・荷さばき施設No.2〕		28平方メートル	
		合計		78平方メートル	
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置〔別添資料－3〕		容量	
		建物南側〔資料－3平面図兼配置図上に記載・廃棄物等保管施設〕		21.45立方メートル	
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備考
		ダイレックス株式会社	午前9時00分	午後10時00分	—
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	来客が駐車場を利用することができる時間帯	駐車場No.〔別添資料－3〕		駐車場利用可能時間帯	
		駐車場		午前8時30分～午後10時30分	
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	駐車場No.〔別添資料－3〕	出入口の数	位置	
		駐車場	2箇所	建物敷地東側及び南側〔資料－3平面図兼配置図上に記載・出入口No.1、出入口No.2〕	

	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設No. [別添資料-3]	荷さばき可能時間帯
		荷さばき施設	午前6時00分～午後10時00分

2. 届出年月日

平成27年12月7日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成27年12月11日から平成28年4月11日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成28年4月11日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ